

## 沖縄県立芸術大学大学院学生表彰規程

令和5年3月16日  
沖芸大規程第409号

(目的)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学開学20周年に当たり、本学教育組織の基盤整備に貢献された山本正男初代学長の功績を称え、氏名を冠した賞を本学学生に授与し、教育研究を奨励するとともに、造形芸術、音楽芸術及び芸術文化学分野における人材育成に寄与することを目的とする。

(賞の名称、被表彰者及び人数)

**第2条** 表彰の名称は、「山本正男賞」とする。

2 表彰の対象者は、大学院修士課程及び博士課程を当該年度に修了する者のうちから人物、学業が優秀で他の範となる者(以下、「被表彰者」という。)とする。

3 被表彰者の人数は、次のとおりとする。ただし、大学学生委員会が特に必要があると認めるときは、人数を増やすことができる。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1) 造形芸術研究科(修士課程)    | 各専攻から1人     |
| (2) 音楽芸術研究科(修士課程)    | 各専攻から1人     |
| (3) 芸術文化学研究科(後期博士課程) | 芸術文化学専攻から1人 |

(被表彰候補者の選考及び決定)

**第3条** 各専攻は、前条の規定に基づき被表彰候補者を選考し、当該研究科長を経て研究科委員会に提出(第1号様式)する。

2 各研究科委員会は、当該研究科の被表彰候補者の適否を審査し、適当と認める者について決定し、学長に報告(第2号様式)する。

3 前2項に規定する被表彰候補者の選考及び決定において、各専攻及び研究科委員会は、特に必要があると認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、選考及び決定人数を増やすことができる。ただし、当該専攻にあつては、当該研究科長と事前に協議しなければならない。

4 学長は、被表彰候補者の選考及び決定において、研究科間の協議が必要と認めるときは、大学学生委員会に調整又は審議させることができる。

(被表彰者の決定)

**第4条** 学長は、前条第2項の報告に基づき、賞にふさわしいと認める者を被表彰者として決定する。

(表彰の方法)

**第5条** 表彰は、表彰状(第3号様式)を授与して行う。表彰状には副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の期日)

**第6条** 表彰は、毎年度の沖縄県立芸術大学の卒業式の日に行う。ただし、特別の理由があるときは、学長が別に定める日に行うことができる。

(表彰を行う者)

**第7条** 表彰は、学長が行う。

(庶務)

**第8条** 表彰の庶務は、事務局教務学生課において処理する。

(補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、大学学生委員会の議を経て学長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年3月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

〇〇研究科〇〇専攻被表彰候補者選考書

大学院〇〇研究科委員会議長 〇〇〇〇 殿  
(研究科長経由)

〇〇専攻主任 〇〇〇〇

山本正男賞の被表彰候補者について、次のとおり選考したので提出します。

I 氏 名 〇〇〇〇

II 人物の評価

III 学業の評価

1 学位論文等(修士論文・作品・演奏、副論文、博士論文、研究作品・演奏)における評価

2 在学期間における授業科目の成績評価

3 その他学内外における制作、演奏、研究等の活動評価

IV 関係資料

1 〇〇〇〇 (別添〇) ※ 〇は資料番号

2 〇〇〇〇 (別添〇)

3 〇〇〇〇 (別添〇)

4 〇〇〇〇 (別添〇)

※ 【 留意事項 】

1 上記に掲げた学業の評価項目は、あくまで例示である。

2 したがって、評価項目は、各専攻において実態にあった評価項目を掲げて、当該評価項目に対応した表彰理由を簡潔かつ具体的に記載すること。

3 他専攻の表彰理由や基準の考え方と著しい格差が生じないようにすること。

第1号様式の2(専攻・研究科委員会兼用)

〇〇専攻被表彰候補者複数人数選考理由書

I 被表彰候補者氏名

1 ○○○○

2 ○○○○

II 複数人数選考理由

( 簡潔かつ具体的に記載すること )

III 関係資料

1 ○○○○

(別添○) ※ ○は資料番号

2 ○○○○

(別添○)

3 ○○○○

(別添○)

4 ○○○○

(別添○)

複数人数選考理由の協議及び採否の結果

1 研究科長との事前協議(規程第3条但し書)

1 了承 2 不調

2 研究科委員会の採否(規程第3条但し書)

1 特に必要があると認める。 2 理由が不十分である。

3 上記2-2の場合の被表彰候補者決定(規程第2条及び第3項本文)

(例) 被表彰候補者は、(氏名○○○○)1人に決定し、学長に報告する。

4 その他選考理由に対する意見

※ 上記1は、研究科委員会に諮るときに、2～4は研究科委員会の決定を受け、学長に報告するときに記載すること。

※ 上記1, 2は、該当する番号に○印を付けること。

特記事項

専攻と研究科長との協議が不調の場合は、研究科委員会に推薦の判断を委ねるものとする。

第2号様式(研究科委員会用)

年 月 日

〇〇研究科被表彰候補者決定報告書

学長 〇〇〇〇 殿

〇〇研究科委員会議長 〇〇〇〇

山本正男賞の被表彰候補者を下記のとおり決定したので、関係書類を添えて報告します。

I 専攻名及び被表彰候補者氏名

- 1 〇〇専攻 〇〇〇〇
- 2 〇〇専攻 〇〇〇〇
- 3 〇〇専攻 〇〇〇〇

II 被表彰者の人物及び学業評価

各研究科の「被表彰候補者選考書」(選考書の添付資料は省略) (別添)

III その他被表彰候補者決定に関する意見等

賞状

大学院○○研究科○○専攻

○○○○

本学はあなたを学業優秀と認めここに  
山本正男賞を授与する

○○年○○月○○日

沖縄県立芸術大学

学長 ○○○○ 印